

沿岸広域振興局長告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

令和2年2月7日

沿岸広域振興局長 石川 義晃

- 1 路線名 大船渡綾里三陸線
- 2 供用開始の区間 大船渡市赤崎町字山口15番5地先から7番5地先まで
- 3 供用開始の期日 令和2年2月7日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター
 - (2) 期間 令和2年2月7日から同年3月6日まで